

入善町一般廃棄物処理計画
【概要版】

平成 24 年 3 月制定

第1章 じん芥処理計画

1 計画策定の背景と目的

近年、経済活動の拡大に伴う大量生産・大量消費が進展し、大量の廃棄物が排出され、資源やエネルギーの枯渇、廃棄物処理に伴う環境負荷などの地球規模での環境問題が深刻化しています。

国では、循環型社会形成推進基本法の制定、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正、リサイクルの推進に係る諸法の制定等が行われ、環境に配慮した循環型社会の形成に向けた取り組みを推進するための法的基盤の整備が進められてきた。

入善町（以下「本町」という。）では、新川広域圏において有料の指定袋制度の導入や、資源ごみの分別収集など、ごみ減量化の取り組みを推進しています。

このような状況を背景に一般廃棄物処理について、町民・事業者・行政がともに、循環型社会の形成に関わり取り組みを総合的かつ中長期的に推進するための指針として、入善町一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定し、ごみ処理行政を円滑に進めることを目的とします。

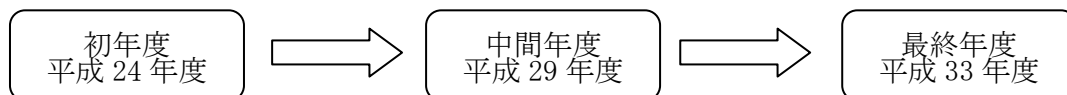
2 計画策定の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づき策定します。

3 対象廃棄物

本計画で対象とするごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条に基づく一般廃棄物である。

4 計画期間と目標年次



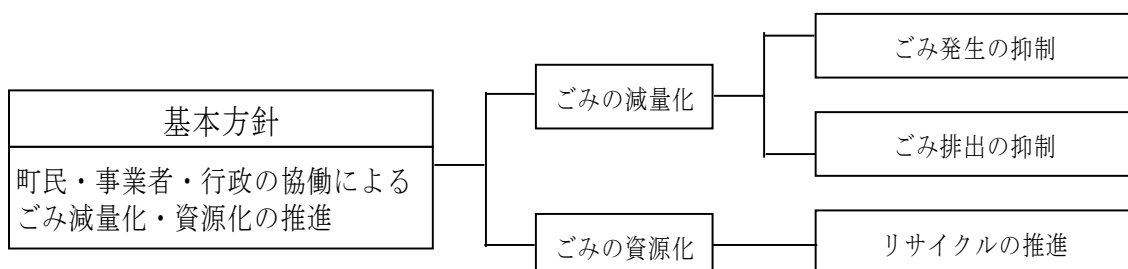
5 基本目標と基本方針

基本目標：環境負荷が少ない循環型社会の形成

基本目標を実現するための基本方針は次のとおりとします。

基本方針：町民・事業者・行政の協働によるごみ減量化・資源化の推進

6 基本方針の体系



7 基本方針のための町民・事業者・行政が担う主な役割

【町民が担う主な役割】

ごみ発生の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過剰包装を断ることや使い捨て商品の使用を控える。 ・ 生ごみの水切りを徹底する。
ごみ排出の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ処理器等の活用により、ごみの自家処理を推進する。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源ごみは、再生広場や資源ごみステーションへ排出する。 ・ 家電リサイクル法に係る対象製品、資源有効利用促進法に係るパソコン及び上記法令に該当しない使用済小型家電製品等を適正にリサイクルする。
その他全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみを排出するときは、ごみ・リサイクルカレンダーに従って、分別を徹底し、排出ルールを守るように努める。 ・ 地域における環境美化活動に努める。

【事業所が担う主な役割】

ごみ発生の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直ぐにごみとなる商品をつくらない、また取り扱わない。 ・ リサイクルしやすい商品を製造し、販売する。 ・ グリーン購入法適合商品又はエコマーク商品を利用する。
ごみ排出の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出されたごみは原則自己処理する。 ・ 従業員への教育実施、事業所間の連携による回収及び内部処理を推進する。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生原料を使用した商品を製造する。 ・ 資源化技術の確立または回収ルートの確保を目指す。
その他全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ問題に対する事業者としての役割を認識し、自らの事業活動を見直し、行政・町民などとの協働に努める。

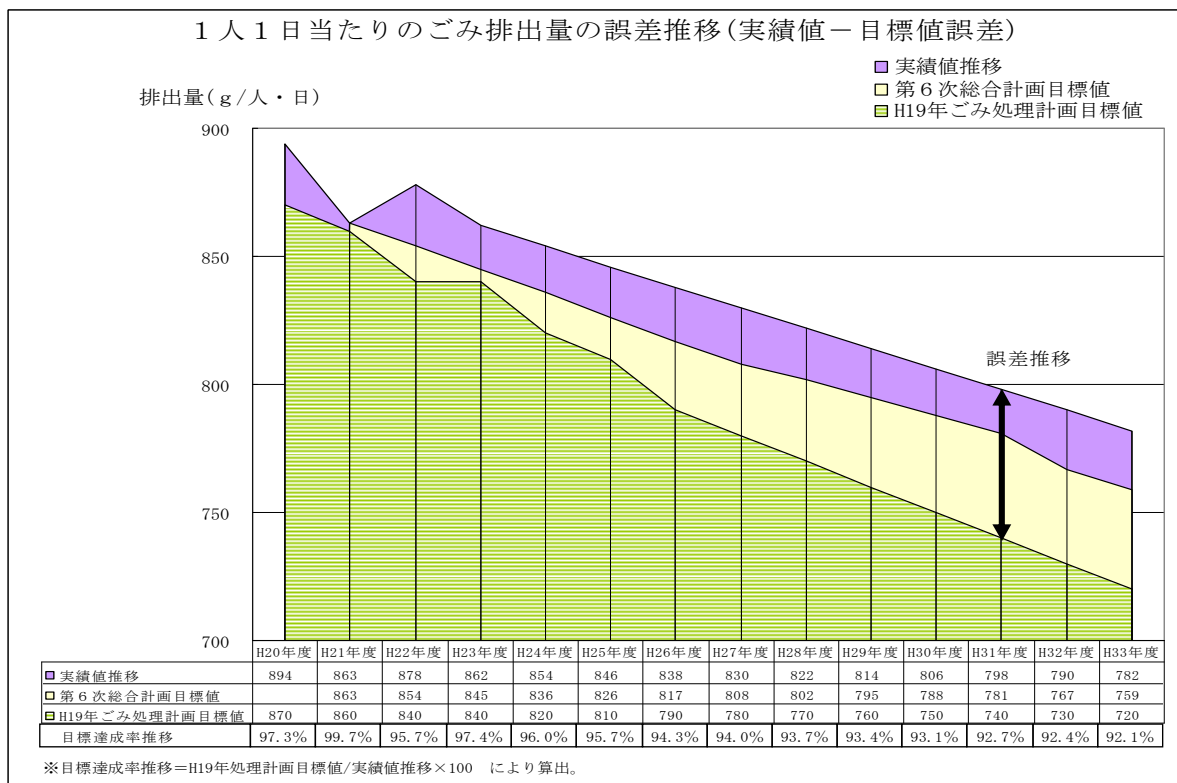
【行政が担う主な役割】

ごみ発生の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ及び資源化について情報を提供する。 ・ 事業者に対して、過剰包装を抑制することやレジ袋を削減することなどを国や県等を通じて働きかける。 ・ グリーン購入法適合商品又はエコマーク商品を購入するとともに、普及啓発を実施する。
ごみ排出の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理に関して町民・事業者へ情報を提供する。 ・ 生ごみ処理器具等購入費の一部を助成する。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生広場や資源ステーションの適正管理および利用を促進する。 ・ 家電リサイクル法に係る対象製品、パソコンや使用済小型家電製品等のリサイクルを働きかける。 ・ 資源回収団体の資源ごみ回収活動を助成する。 ・ スーパー等へ白色トレイなどの自主回収を働きかける。 ・ 事業者に対して、資源ごみは資源回収業者へ排出するように働きかける。
その他全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみリサイクルカレンダーを全戸配布するほか、ホームページに掲載し、ごみの排出方法について周知徹底を図ります。 ・ 町内会、事業所、団体などの清掃美化活動を推進します。 ・ ごみステーション設置等にかかる経費の一部を助成する。 ・ 町内会や事業所の要望に基づき、出前講座を実施します。 ・ 環境保全監視員と連携し、不法投棄物の撤去、看板による警告等を行うほか、不法投棄が目立つ海岸や山林等を中心にパトロールを実施します。 ・ 入善町環境保健衛生協議会員と連携し、町民のごみ捨てやリサイクルマナー向上を推進する。

8 一般廃棄物排出量の目標達成状況

平成19年入善町一般廃棄物処理計画及び第6次総合計画における目標値と実績値による1人1日当たりのごみ排出量の誤差推移は図1のとおりです。

[図1]



9 一般廃棄物排出量の目標値(ごみ減量化目標値)

本町において現状のまま推移した場合は、人口減少によるごみ排出量の減少が見込まれるため、本計画では、より積極的に1人1日あたりのごみ排出量について目標値を立てます。

具体的には、図1における誤差推移を限りなく0に近づけるために、当該年度ごみ排出量実績値を下記ごみ排出量目標値の範囲内に収めることを目標にします。(表1を参照)

H19年度ごみ処理計画目標値 ≤ 当該年度実績値 ≤ 第6次総合計画目標値

[表1]

年度	1人1日当たりのごみ排出量目標値(g/人・年)			年間ごみ排出量(t/年)			備考
	可燃ごみ	不燃ごみ	合計	可燃ごみ	不燃ごみ	合計	
H24年度	660 ~ 672	160 ~ 164	820 ~ 836	6,480 ~ 6,598	1,571 ~ 1,610	8,051 ~ 8,208	初年度
H25年度	650 ~ 662	160 ~ 164	810 ~ 826	6,333 ~ 6,450	1,559 ~ 1,598	7,892 ~ 8,048	
H26年度	640 ~ 660	150 ~ 157	790 ~ 817	6,188 ~ 6,381	1,450 ~ 1,518	7,638 ~ 7,899	
H27年度	630 ~ 651	150 ~ 157	780 ~ 808	6,044 ~ 6,246	1,439 ~ 1,506	7,483 ~ 7,752	
H28年度	630 ~ 650	140 ~ 152	770 ~ 802	5,990 ~ 6,180	1,331 ~ 1,445	7,321 ~ 7,625	
H29年度	620 ~ 645	140 ~ 150	760 ~ 795	5,842 ~ 6,077	1,319 ~ 1,413	7,161 ~ 7,490	中間年度
H30年度	620 ~ 645	130 ~ 143	750 ~ 788	5,788 ~ 6,022	1,213 ~ 1,335	7,001 ~ 7,357	
H31年度	610 ~ 638	130 ~ 143	740 ~ 781	5,643 ~ 5,902	1,202 ~ 1,322	6,845 ~ 7,224	
H32年度	610 ~ 631	120 ~ 136	730 ~ 767	5,590 ~ 5,783	1,099 ~ 1,246	6,689 ~ 7,029	
H33年度	600 ~ 623	120 ~ 136	720 ~ 759	5,447 ~ 5,656	1,089 ~ 1,234	6,536 ~ 6,890	最終年度

10 10 ごみ資源化の目標値

本町では、家庭系ごみに含まれる資源ごみの回収量が主になるため、家庭ごみにおけるリサイクル率の向上を目指し、具体的な目標数値を設定します。

表1で示したごみ減量化を達成するために、表2のとおり段階的に1人1日あたりの資源ごみ排出量を増やす目標値を立てます。

平成19年度(リサイクル率12.5%)を基準年として、平成29年度までに5.6%増加(リサイクル率18.1%)、平成33年度までに8.1%増加(リサイクル率20.6%)を目標とします。

[表2]

年度	1人1日当たりの 資源ごみ排出量目標値 (g/人・年)	リサイクル率(※2) (%)	年間資源ごみ排出量 (t/年)	年間ごみ排出量(※1) (t/年)	備考
H24年度	154	15.5	1,504	8,208	初年度
H25年度	158	16.0	1,532	8,048	
H26年度	162	16.5	1,560	7,899	
H27年度	166	17.0	1,587	7,752	
H28年度	172	17.5	1,621	7,625	
H29年度	177	18.1	1,655	7,490	中間年度
H30年度	182	16.6	1,689	7,357	
H31年度	187	19.3	1,723	7,224	
H32年度	193	20.0	1,757	7,029	
H33年度	197	20.6	1,791	6,890	最終年度

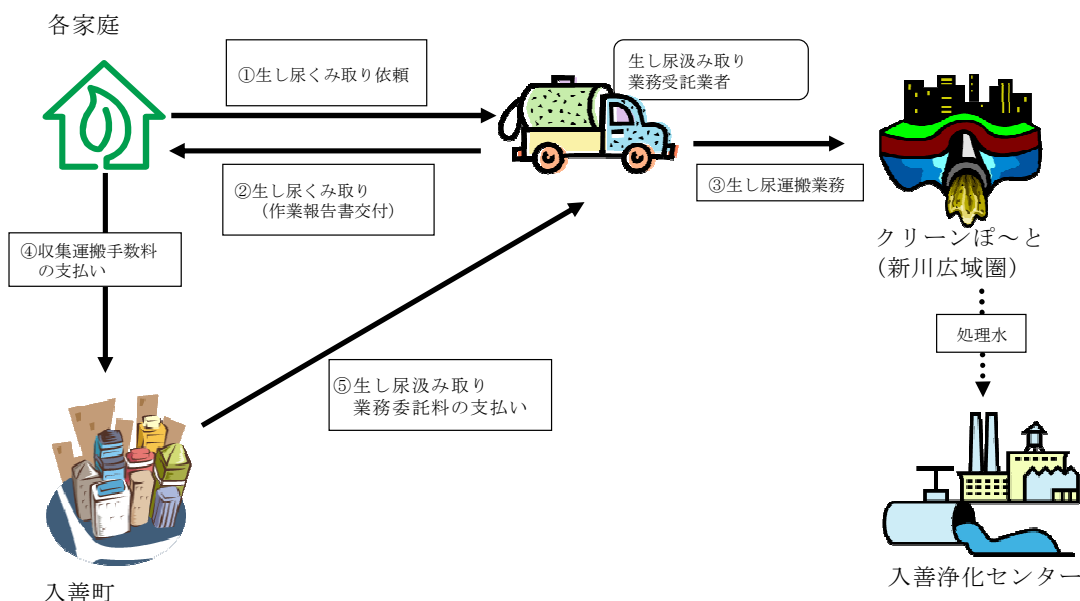
(※1)年間ごみ排出量は第6次総合計画による目標値である。

(※2)リサイクル率=1人1日当たりの資源ごみ排出量/(1人1日あたりのごみ総排出量)

第2章 生し尿処理基本計画

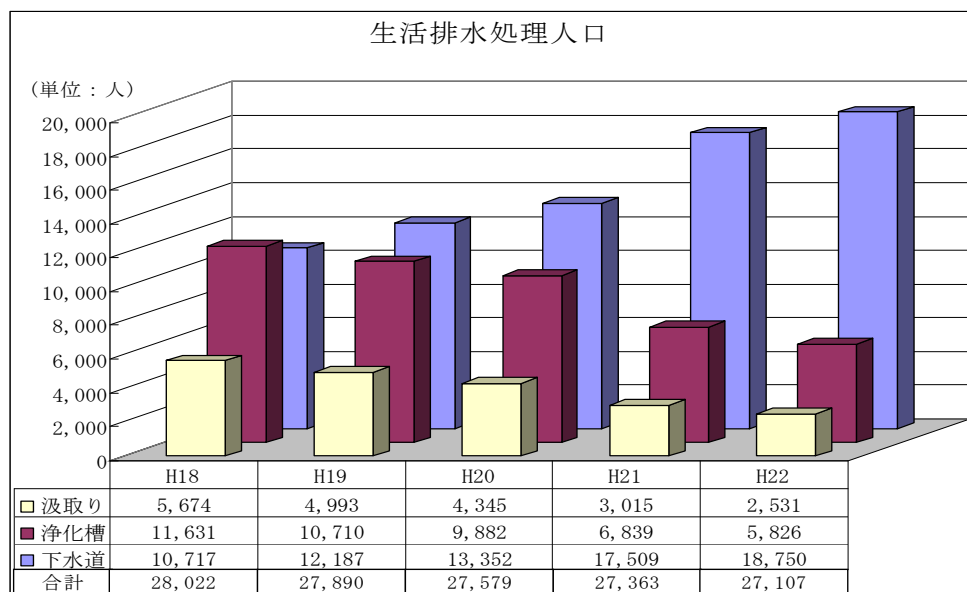
1 生し尿処理の流れ

本町の生し尿処理の流れは、下記フローチャート図のとおりです。



2 生し尿処理量の現状

本町の過去5年間の生し尿、浄化槽汚泥及び下水道処理人口は、下図のとおりです。



3 生し尿処理人口及び世帯数の予測について

(1) 生し尿量の減少につながる関連事項

- 平成 9 年 入善町下水道事業着手
- 平成 12 年 11 月 農業集落排水を処理する小摺戸浄化センター供用開始
- 平成 13 年 4 月 単独処理浄化槽の新設禁止
- 9 月 公共下水道を処理する入善浄化センターが供用開始
- 平成 18 年 2 月 単独処理浄化槽の設置禁止。これ以降、合併浄化槽の設置のみ可能となる。
- 平成 21 年 4 月 入善町全域が下水道処理認可区域に指定される。これ以降、入善町合併処理浄化槽設置事業補助金の交付対象外となる。また、建築確認(新築・改築)申請をする際は、下水道の設置が義務化となる。

(2) 生し尿世帯(人口)の今後見込みについて

今後、益々下水道事業の普及に伴い水洗化率が上がり、それとは反比例する形で生し尿汲取り世帯(人口)及び浄化槽設置世帯の減少が進むものと考えられる。また、建設現場やイベント開催等の事業活動に伴う短中期間の仮設トイレの設置は今後も見込まれることから、生し尿の汲取りは減少しながらも継続していくものと考えられる。

4 生し尿の適正な収集運搬体制の整備について

下水道の整備推進に伴い、生し尿汲み取り世帯が減少し、その点在化が進み収集運搬業務の効率低下が進んでいく。この傾向は本町以外の隣接市町にも同様と考えられることから、新川広域圏内での新たな収集運搬の体制を検討します。